#### まん延防止等重点措置期間の延長にかかる保育所等の対応について(依頼)

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、政府による「まん延防止等重点措置期間」が延長され、対象期間は令和4年3月6日まで とされました。

そのため、本市における保育所等(※1)の利用については、令和4年1月20日付で保護者の皆様にお知らせした「まん延防止等重点措置期間(令和4年1月21日から2月13日)における保育所等の対応について」の取り扱いを、<u>令和4年3月6日まで継続することとします。まん延防止等重点措置の適用が再延長された場合は、原則、本通知の取り扱いについても、まん延防止等重点措置期間が終了する日まで継続することとします。なお、変更がある場合は別途通知します。</u>

依然として、横浜市内でも感染の拡大が続いており、市内の保育所等における新型コロナウイルスの感染による休園数は、1月は481園、2月は324園(2月9日現在)となっています。

引き続き、感染防止対策が必要な状況であることを踏まえ、<u>ご家庭での保育が可能な場合に保育</u> 所等をお休みしていただきますようお願いいたします。

改めてのお願いになりますが、特に当日だけでなく前日に発熱があった場合やお子様の体調にい つもと異なる様子が見られる場合等には保育所等をお休みするなど、基本的な感染防止対策を行う ことへのご協力をお願いいたします。

また、 $\frac{600}{100}$  年2月14日からまん延防止等重点措置期間が終了する日までの間、登園しなかった 日数に応じて利用料(保育料)を減額し、還付する対応といたします。</u>利用料( $0 \sim 2$  歳児の保育料)及び給食費( $3 \sim 5$  歳児)について、以下のとおりの取扱いとなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、休暇を取得される場合に、雇用主様にお渡しいただく依頼文も再度作成しましたので、必要に応じてご利用ください。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業した場合等に活用できる「小学校休業等対応助成金」及び「小学校休業等対応支援金」についても厚生労働省のリーフレットを添付しておりますので、必要に応じてご利用ください。

※1 認可保育所、地域型保育事業、横浜保育室(0~2歳児クラス)、年度限定保育事業

#### 1 保育所等の利用にあたってのお願い

ご家庭での保育が可能な場合には、保育所等をお休みしたり、延長保育の利用を控えていただくようお願いいたします。

また、保育が必要な方においても、必要な日及び時間での保育所等のご利用を改めてお願いいたします。

(ご協力をお願いしたいことの例)

- ・当日だけでなく前日に発熱があった場合やお子様の体調にいつもと異なる様子が見られる場合には保 育所等をお休みする
- ・仕事がお休みの日などには保育所等もお休みする
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など ※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育 が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等 により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間 の保育を提供していただくよう施設にはお願いしています。

裏面あり

また、改めてのお願いになりますが、感染拡大防止のため、以下に該当する場合は、園へのご連絡にご協力をいただきますようお願いいたします。

#### 【在園児】

- ① 発熱等の症状が見られた場合
- ② 新型コロナウイルス感染症に関して、濃厚接触者に特定された場合
- ③ PCR検査・抗原検査等の新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合
- ④ ③の検査結果が判明した場合

#### 【在園児の家族】

① PCR検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合

### 2 利用料(保育料)について【0~2歳児】(横浜保育室・年度限定保育事業除く(※2))

令和4年2月14日からまん延防止等重点措置期間が終了する日までの間、<u>ご家庭での保育にご協力いただいた場合、登園しなかった日数に応じて利用料を減額し、後日還付いたします(期間中、</u>お子様がお休みした場合、その事由を問わず日割りの対象となります)。

登園状況については本市が利用施設に確認いたしますので、<u>保護者の皆様に行っていただく手続き等は原則ありません</u>(必要な場合は個別にお送りします)。

なお、還付の対象となる方については、利用料変更通知書(日割り後の利用料を通知)等をお送りいたします。

還付時期等については現在調整中ですが、非常に多くの方が対象となるため、処理にお時間をいただく見込みです。あらかじめご了承ください。

※2 横浜保育室・年度限定保育事業の日割り計算や環付方法については別途通知いたします。

#### 3 給食費について

3~5歳児で登園しなかった期間の給食費の取扱いについては、各園で異なりますので、利用している園にご確認ください。

実際にかかった費用が、園が保護者の皆様から徴収した金額と比較し大きく下回る場合には、差額の返還や他の実費への充当等を行う場合があります。

ただし、食材の発注のタイミングや登園しなかった日数によっては、返還ができない場合があります。

(0~2歳児については、利用料(保育料)に含まれますので、上記2をご覧ください)

#### 4 添付資料

- (1) 雇用主の皆様へ(必要に応じて勤務先への提出等にご利用ください。)
- (2) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について(厚生労働省リーフレット)
- (3) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金について(厚生労働省リーフレット)

<問い合わせ先>

・保育所等の利用、横浜保育室の利用料について 保育・教育運営課 TEL: 671-3564

FAX: 664-5479

・認可保育所、地域型保育事業の利用料について 保育・教育認定課 TEL: 671-0255

FAX: 550-3942

・年度限定保育事業について 保育対策課 TEL: 671-4469

FAX: 550-3606

雇用主の皆様へ

横浜市こども青少年局長 吉川 直友

### まん延防止等重点措置期間中の保育所等の対応について(依頼)

政府による「まん延防止等重点措置期間」が延長され、対象期間は令和4年3月6日までとされました。

保育所等の対応については、感染防止対策を徹底しつつ、市内の保育所等は原則 開所いたします。

一方で、オミクロン株をはじめとした新型コロナウイルス感染症は、横浜市内でも急速な感染の拡大が続いています。

市内の保育所等における新型コロナウイルスの感染による休園数も増加しており、引き続き、これまで以上の感染防止対策が必要な状況です。

これを踏まえ、本市では、<u>ご家庭での保育が可能な場合においては、保護者の皆様へ保育所等をお休みしていただくことを令和4年2月14日からまん延防止等重点措置期間が終了する日まで継続するお願いをいたしました。</u>

保護者の皆様には、仕事を休むことが可能な場合など、ご家庭で保育ができる環境にある場合に保育所等をお休みいただき、必要最小限の利用をお願いしています。

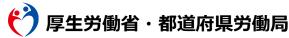
また、子どもに、当日だけでなく前日に発熱があった場合や子どもの体調にいつ もと異なる様子が見られる場合には、保育所等をお休みするよう、保護者に改めて お願いしており、保護者である従業員の方が休暇取得を希望された場合には、特段 のご配慮をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の向けた取組が長期化する中、雇用主の皆様におかれましても、様々な取組にご尽力いただいているところではありますが、保育所等に通うお子さんがいらっしゃる従業員の皆様については、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務など、可能な範囲で、ご配慮いただくよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先:

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

電話:045-671-3564



# 新型コロナウイルス感染症による

# 小学校休業等対応助成金について

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要と なった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた 事業主は助成金の対象となります!

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など (保育所等を含みます) に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用 できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

### 【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額※1×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。 ※1 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(日額上限額※2あり)

休暇取得期間	日額上限額※2	申請期限※3
令和3年8月1日~10月31日	13,500円	令和3年 <b>12月27日(月)必着</b>
令和3年11月1日~12月31日	13,500円	令和4年 <b>2月28日(月)必着</b>
令和4年1月1日~3月31日	令和4年1~2月:11,000円 令和4年3月:9,000円	令和4年 <b>5月31日(火)必着</b>

- ※2 申請の対象期間中(注)に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(原則都道府県単 位)に事業所のある企業については15,000円。
  - 注:事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間(申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も 早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間)
- % 3 ただし、やむを得ない理由があると認められる場合(以下 I 又は II )は、申請期限経過後に申請することが可能(令和 4 年 6 月 30日ま で)です。
  - I.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「(企業に)この助成金を利用してもらいたい」 等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
  - Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが 事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

#### 労働者の皆さまへ

都道府県労働局『**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**』では、「企業にこの助成金を利用して もらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の 働きかけ等**を行っています。特別相談窓口(休業支援金・給付金の仕組みによる**労働者からの直接申請** 含む)については、こちらをご参照ください。



⇒「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内」

#### 事業主の皆さまへ

支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

新型コロナ 休暇支援

- \*①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- \*事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\_00002.html

② 申請書の提出方法

本社所在地を管轄する**都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室)**まで**郵送**でお願いします。 ※必ず配達記録が残る郵便(特定記録郵便やレターパックなど)で配送してください。(宅配便などは受付不可)

#### お問い合わせはコールセンターまで

『雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、**小学校休業等対応助成金・支援金**コールセンター』 (フリーダイヤル) **0120-60-3999** 受付時間:9:00~21:00 土日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。 また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。



## ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

#### 「臨時休業等」とは

・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課 後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

### 「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る)、特別支援学校(全ての部)
  - ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、 各種学校(高等学校までの課程に類する課程)なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、
- 子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

# ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある(※)子ども

- ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- **イ) 新型コロナウィルスに感染したおそれのある**子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
- ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化する リスクの高い基礎疾患などを有する子ども
- ※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

### ③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母など)であって、子どもを現に監護する者が 対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。
- ※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

## 4 対象となる有給の休暇の範囲

# 日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

- 「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
  - ・学校:授業日 ※日曜日や夏休みなどは対象外(夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象)
  - ・その他の施設(放課後児童クラブなど):本来施設が利用可能な日
- 「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
  - ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

# 半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

**・対象**となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

## 就業規則などにおける規定の有無

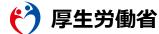
・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則などが整備** されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

# 年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、 同意を得ていただくことが必要です。

# 労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。 助成金の支給上限額(上限額は表面参照)を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。



# 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)について

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します!

【支援の内容】 令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間において、<u>仕事が</u>できなかった日について、1日当たり以下の金額を定額

仕事ができなくなった期間	金額(1日当たり定額)※	申請期限
令和3年8月1日~10月31日	6,750円	令和3年 <b>12月27日(月)必着</b>
令和3年11月1日~12月31日	6,750円	令和4年 <b>2月28日(月)必着</b>
令和4年1月1日~3月31日	令和4年1~2月: <b>5,500円</b> 令和4年3月: <b>4,500円</b>	令和4年 <b>5月31日(火)必着</b>

<sup>※</sup>申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域 (原則都道府県単位)に住所を有する方は**7,500円(定額)** 

### 【支援の対象となる方】※(1)~(4)のいずれにも該当する方が対象

### (1) 保護者であること

- 親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

# (2) ①又は②の子どもの世話を行うこと

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
  - 「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・小学校等が臨時休業した場合
- ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合をいいます。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

- ※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。
- ※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

#### ○ 「小学校等」とは

- ・ **小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**(幼稚園又は小学校の課程に類する課程 を置くものに限る。)、**特別支援学校**(全ての部)
  - ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。
- · 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- · 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時 的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある (※) 子ども
  - ・ 新型コロナウイルスに感染した子ども
  - ・ 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども (発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者)
  - ・ 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

# (3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○ 「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、**仕事の委託を受け、業務遂行等に対して** 報酬を支払われることを内容とする契約のことをいいます。

契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

○ 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

- 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること
- 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、 発注者から一定の指定を受けていること
  - 業務従事や業務遂行の態様 (業務の内容 など)
  - ・業務の場所 (業務を行う場所や施設 など)
  - ・ 業務の日時 (業務を行う予定の日、開始日と終了日 など)
- 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること
  - ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
  - ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの など、作業量や成果物により、報酬が支払われるものが該当します。
- (4) 小学校等の臨時休業等により、子どもの世話を行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に仕事ができなくなったこと
- 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。 業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

- 日曜日、夏休みなどの扱い
  - (2) ①に該当する子ども
    - ・学校:対象となるのは**授業日** ※**日曜日や夏休みなどは対象外**(夏休み期間が 延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象)
    - ·その他の施設(放課後児童クラブなど):本来施設が利用可能な日が対象
  - (2)②に該当する子ども
    - ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために仕事を取りやめた日
- ◎ 支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 0 1 2 0 - 6 0 - 3 9 9 9 (受付時間: 9:00~21:00) ※土日・祝日含む

◎ 申請書の提出先

臨時休業 個人委託

検索

〒137-8691 新東京郵便局私書箱132号

学校等休業助成金・支援金受付センター(厚生労働省の委託事業者)

必ず配達記録が残る郵便(特定記録郵便やレターパックなど)で配送してください。

(宅配便などは受付不可)

- ※表面の申請期限内に提出ください。消印が申請期間内でも、**受付センターへの到達日が申請期間を徒過していた場合は申請期間内に申請したとは認められません**ので、ご留意ください。
- ※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。(印刷できない場合はコールセンターにご連絡下さい。)〈支援金HP〉 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 10231.html
- ※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。